

卓 話

平成 23 年 2 月 8 日

『安い！早い！債権回収～支払督促手続のススメ～』

岐阜中ロータリークラブ 秋保賢一会員

1. 支払督促手続の概要

- ① 申立書（書式参照）を相手方住所地为管轄する簡易裁判所に提出
 - ※ 会社の場合は履歴事項全部証明書（昔の商業登記簿謄本）を相手方会社の分も含めて添付する。
 - ※ ひな型は、裁判所のホームページ (<http://www.courts.go.jp>) からダウンロード可
 - ※ 証拠を添付する必要なし
- ② 裁判所から相手方に支払い督促が送達される
 - ※ 裁判所からいきなり「請求の趣旨記載の金額を支払え」という命令書がくるのでインパクトが大きい
 - ⇒ この段階で支払うから取り下げてくれと言ってくるところもある。
- ③ 2 週間以内に異議の申立がない場合は、仮執行宣言の申立（書式参照）
- ④ 裁判所から仮執行宣言付支払督促が、再度相手方に送達される。
- ⑤ 2 週間以内に異議の申立がない場合は、判決と同じ効力を持つ。
 - ※ 最短だと 1 ヶ月で強制執行ができることになる。
- ⑥ 債務者から異議が出ると裁判所から双方に呼出状が来る。
 - ※ ほとんど裁判所で和解している。



2. 支払督促のメリット・デメリット

(1) メリット

- ① 簡易
 - ※ 弁護士でなくても一度覚えてしまえば担当者が作成できる。
 - ※ 証拠がいらぬ。
 - ※ 法廷に立つ必要がない。
 - ※ 異議の申立があった場合もほとんど訴訟手続に入らずその場で和解している。
- ② 迅速
 - ※ 最短だと 1 ヶ月で債務名義（強制執行できる書類のこと）が得られる（異議が出て和解した場合も和解調書が債務名義になる）。
 - ※ 金額や相手方の経済状況にもよるが、ビックリしてあるいは裁判所に行くのが面倒なので、支払ってくるところも少なくない。
- ③ 安い
 - ※ 弁護士を使わなくてもできるし、印紙代も他に比べて安い。
 - ※ 最もうまくいくと強制執行をするまでもなく、相手方が任意に支払ってくれるので、ほとんどお金を掛けずに回収できる場合もある。
- ④ 時効が中断する
 - ※ 督促しているだけで債務承認をしていないと消滅時効に係ってしまうが、支払督促で時効が中断する。

(2) デメリット

- ① 複雑な事案には向かない。
- ② 相手方住所地为管轄なので、遠隔地の相手方には使いにくい。